

「令和6年能登半島地震」による損害について雑損控除又は税額の軽減免除（災害減免）の適用を受ける場合の入力方法

令和6年分の申告書を作成する際に、「控除の入力（1 / 2）」画面（または「所得・控除の入力」画面）で「雑損控除 災害減免」を押し、損害の内容を入力する方法をご案内します。

【入力例】 ※スマホも同様の操作となります

- ①
「災害」を選択する
- ②
「はい」を選択する
- ③
能登半島地震の発生日
令和6年1月1日を選択する

国税庁 確定申告書等作成コーナー

令和6年分 所得税 マイナンバーカード

よくある質問 お問い合わせ 作成の流れ

雑損控除、災害減免額の入力

雑損控除、災害減免額の入力

損害等の入力

損害の原因を選択してください。

①

☒ 災害

☐ 盗難

☐ 横領

☐ 東日本大震災による災害

Q その災害は令和5年4月1日以後に発生した特定非常災害の指定を受けた災害ですか？

> 特定非常災害の指定を受けた災害を確認する

②

はい

いいえ

損害の生じた年月日

③

令和6(2024)

▼

1

▼

1

▼

損害を受けた資産の種類など

※：30文字以内

住宅、家財

A. 損害金額（円）

※：災害関連支出の金額を含みます。

5,800,000

B. 保険金などで補てんされる金額（円）

4,800,000

C. 差引損失額（A - B）（円）

※：補てんされる金額が損害金額を上回った場合、0円と表示されます。

1,000,000円

（引き続き画面の案内に沿って入力する）